

○武庫川学院施設使用に関する規程

昭和54年2月15日

改正 平成5年4月1日

平成7年4月1日

平成8年4月1日

平成9年9月1日

平成10年4月1日

平成14年4月1日

平成18年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、武庫川学院学舎等管理規程（以下「管理規程」という。）第5条に定める学舎等の一時的な目的外使用について、学外者の使用許可に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の使用範囲)

第2条 この規程で施設の使用範囲は、次に掲げる施設をいう。

- (1) 普通教室
- (2) 体育館
- (3) 運動場
- (4) プール
- (5) ホール（上甲子園キャンパス甲子園会館を除く。）
- (6) 附属中学校・高等学校食堂
- (7) 薬学部食堂
- (8) テニスコート

(使用許可の制限)

第3条 学院施設等の使用目的が、本学院の教育方針に背反し、又は次の各号の一に該当すると認められた場合は、許可しない。

- (1) 学院の教育計画に支障があると認められた場合
- (2) 特定の政党又は宗教の政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 学院の施設等の保全上使用が、不相当と認められる場合
- (4) 学院の秩序の維持を乱すおそれがあると認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められる場合

(使用許可手続)

第4条 使用を希望する者は、使用しようとする日の15日前に管理規程に定める使用許可申請書を施設部又は当該学舎の管理責任者に提出し理事長の許可を受けなければならない。

2 理事長の許可があれば、使用許可書を申請者に交付する。

3 使用を許可する場合に必要な条件を付すことがある。

(使用時間)

第5条 施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、学院において特に認めた場合はこの限りでない。

(使用許可の取り消し)

第6条 施設の使用許可に関し、次の各号の一に該当すると認めた場合は、許可を取り消すことがある。

(1) 学院の教育上支障をきたす事態が生じ、又はそのおそれがある場合

(2) 使用申請内容を偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用が、第3条の各号の一に抵触するおそれが生じた場合

(4) 使用が、第8条の遵守義務に背反したとき。

(使用料の納付)

第7条 第4条第2項に基づき使用許可書の交付を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第8条 納付した使用料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 理事長が、特に必要と認めたときは減免することができる。

(原状回復の義務)

第10条 施設を使用する者は、その施設を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なくこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第11条 使用者は、この規程又はこの規程に基づく使用許可条件並びに指示事項に留意し使用しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、武庫川学院学舎等管理規程（昭和51年7月15日施

行) の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年2月15日から施行する。
- 2 武庫川学院施設使用に関する規程（昭和40年6月25日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表

学舎各施設使用料

学舎別	施設名称	使用料		
		午前9時～午後1時迄	午後1時～午後5時迄	午前9時～午後5時迄
中央キャンパス	普通教室			
	1～30人まで	5,000円	5,000円	10,000円
	31～100	10,000	10,000	20,000
	101～150	12,500	12,500	25,000
	151～200	15,000	15,000	30,000
	201～250	17,500	17,500	35,000
	251～300	20,000	20,000	40,000
	301～350	22,500	22,500	45,000

	351～400		25,000	25,000	50,000
	体育館				
	アリーナ		50,000	50,000	100,000
	体操室		25,000	25,000	50,000
	温水プール		100,000	100,000	200,000
	鳴尾グラウンド		50,000	50,000	100,000
	食堂				
	アゼリア		50,000	50,000	100,000
	クリステリア		30,000	30,000	60,000
	テニスコート				
	1面		1,500	2,000	3,500
浜甲子園キ ャンパス	(附属中学 校・高等学 校)	体育館			
		ホール	50,000	50,000	100,000
		体操室	25,000	25,000	50,000
		運動場	50,000	50,000	100,000
		プール	50,000	50,000	100,000
		食堂			
		体育館食堂	20,000	20,000	40,000
		旧薬学食堂	15,000	15,000	30,000
	(薬学部)	大講義室	50,000	50,000	100,000
		大教室	30,000	30,000	60,000
		食堂	30,000	30,000	60,000
		カフェテリ ア	20,000	20,000	40,000

備考

- 1 冷暖房を利用する場合は、使用料の20%を加算する。
- 2 使用時間を延長した場合は、延滞使用料を徴収する。その額は、延長した時間（1時間未満の時間は1時間とする。）にそれぞれの使用料の1時間当たりの金額

を乗じた額とする。

音楽館 地下ホール使用料金

区分	時間	平日	土曜日	日曜・祝日
午前の部	9時～12時	50,000円	80,000円	100,000円
午後の部	13時～17時	50,000円	100,000円	150,000円
午前・午後の部	9時～17時	100,000円	150,000円	200,000円

マルチメディア館 メディアホール使用料金

区分	午前9時～午後1時まで	午後1時～午後5時まで	午前9時～午後5時まで
平日	25,000円	25,000円	50,000円
土曜日	30,000円	30,000円	60,000円
日曜日	35,000円	35,000円	70,000円

備考

- 1 冷暖房を利用する場合は、使用料の20%を加算する。
- 2 使用時間を延長した場合は、延滞使用料を徴収する。その額は、延長した時間（1時間未満の時間は1時間とする。）にそれぞれの使用料の1時間当たりの金額を乗じた額とする。
- 3 消費税は別途5%を徴収する。